

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則

平成19年8月24日総務省令第95号

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号の規定に基づき、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則を次のように定める。

（令第3条第6号の総務省令で定めるもの）

第1条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条第6号の総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国税又は地方税の賦課又は徴収
- 二 一定の要件に該当する者が法令により直接に被保険者、加入者等とされる保険、年金、共済、基金等であって当該者がその給付又はこれに類するものを受けるものとの保険料、掛金その他これらに類するものの賦課又は徴収
- 三 裁判手続及びこれに付随する手続
- 四 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）に係る手続
- 五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分に係る手続
- 六 聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続
- 七 犯罪の捜査又は少年事件の調査
- 八 国税若しくは地方税の犯則事件、金融商品取引の犯則事件又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく犯則事件の調査
- 九 裁判の執行
- 十 補助金等若しくは間接補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等若しくは同条第4項に規定する間接補助金等のうち国民に対して交付されるものをいう。）の交付の申請手続又は政府若しくは地方公共団体がその債務について保証契約をする法人に対する貸付け若しくは出資の申込みの手続
- 十一 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条の規定に基づく防衛出動及び同法第77条の2の規定に基づく防御のための施設を構築する措置

（令第3条第6号の総務省令で定める変更）

第2条 令第3条第6号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる行為をすべき書面の種類、記載事項若しくは様式又は第1号若しくは第2号に掲げる行為をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の種類、記録事項若しくは様式若しくは第3号若しくは第4号に掲げる行為をすべき電磁的記録の記録事項の軽微な変更とする。

- 一 保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備すること
- 二 作成し、記載し、記録し、又は調製すること
- 三 掲示し、提示し、縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写させること
- 四 交付し、若しくは提出し、又は提供すること。

附 則

この省令は、平成19年10月1日から施行する。